

報道関係者各位



公益社団法人 日本バス協会
東京都港区東新橋 2-3-17
モメント汐留 9 階

貸切バス事業者安全性評価認定制度 新基準により更新事業者を認定しました ～新たなセーフティバスマークの四ツ星事業者が誕生しました～

公益社団法人日本バス協会（会長：清水 一郎）は、「貸切バス事業者安全性評価認定制度」を2011年度より実施しております。

来年1月で軽井沢スキーバス事故から10年を迎えることから、貸切バスの更なる安全対策の強化が求められています。そこで、2025年度申請より、審査基準を厳格化いたしました。

今般、2025年12月23日に開催された貸切バス事業者安全性評価認定委員会において、2025年度の更新申請事業者の認定を行いましたのでお知らせいたします。

なお、制度開始以来、初の四ツ星事業者が誕生しました。

記

※図

認定の概要

○更新認定事業者*

683事業者、12,726両（うち四ツ星42事業者、1,089両）

○2025年度の認定事業者数（9月に認定された事業者との合計）

769事業者、13,899両

○新基準で認定された事業者へは、新しいセーフティバスマーク（※図） を交付します。

(参考) 新基準の主な変更点

- 《1》運行管理などについて審査基準の厳格化
- 《2》健康管理、先進安全自動車など安全に対する高度な取組への評価
- 《3》規則等改正への対応
- 《4》評価認定マークの変更及び最高評価を三ツ星から
五ツ星にするなど認定種別の変更

*2024年度までに認定された旧セーフティバスも有効期間内は有効です。



新「SAFETY BUS」

(セーフティバスマーク)

*今回認定の事業者は一～四ツ星になります。

「貸切バス事業者安全性評価認定制度」について

貸切バス事業者の安全対策の取組状況を評価・認定し、公表することで、利用者や旅行会社が安全性の高い事業者を選びやすくすることを目的に、日本バス協会が実施しています。

(参考) 貸切バス事業者安全性評価認定制度 ※2025年12月23日現在

認定事業者 1,969者 （貸切バス事業者の58.3%、日本バス協会会員事業者の76.5%）

以上